

令和5年度 地元密着型水道修繕登録店 名簿

◆ 太白区 にある登録店 ◆ (住所：50音順)

仙台市水道局 給水部 給水装置課

No	事業所名	事業所所在地	電話番号	営業時間	休業日		登録された業務内容										対応可能地域(区)				
					通常	その他	新設 改造	修繕・取換				屋外 給水管	受水 槽・ ポン プ等	φ75 以上	凍結 管の 解氷 対応	青 葉	宮 城 野	若 林	太 白	泉	
								トイレ	蛇口 等	給湯 機器	屋内 配管										
1	めぐろでんか (有)目黒電化	太白区青山2丁目3-3	022-229-7431	9:00~18:00	水	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	えむぞうぎょう (株)エムズ工業	太白区大野田2丁目 1-48-301	022-247-4933	8:30~17:30	土・日・祝	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○
3	かへいこうぎょうしょ (有)嘉平工業所	太白区鉤取4丁目18-28	022-245-7734	8:00~17:00	日・祝	○	○	○	○	○	○	×	×	○	-	-	-	○	-	-	-
4	あおばせつびこうぎょうせんだいしてん (株)青葉設備工業仙台支店	太白区鉤取4丁目24-28	0120-372-277	8:00~18:00	不定休	-	○	○	○	○	○	○	×	○	-	-	-	○	-	-	-
5	えぬていふあみえすほーむ (株)N・T. ファミエスホーム	太白区上野山3丁目7-27	022-245-9883	8:00~17:00	日	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
6	とうかいしょうじ (株)東海商事	太白区四郎丸字田中30-31	080-3337-3405	7:00~22:00	無休	-	○	○	○	○	○	○	×	×	×	-	-	-	○	-	-
7	たいせいせつびこうぎょう (株)大盛設備工業	太白区西中田5丁目7-6	022-242-1588	8:00~17:00	第1・2・4土 日・祝	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-	-	-	○	-	-	-
8	まるこうせつびこうぎょう (株)丸浩設備工業	太白区日本平7-1	022-244-2986	8:30~17:00	日・祝	○	○	○	○	○	○	○	×	○	-	-	-	○	-	-	-
9	たなかまさるべいこくねんりょうてん (有)田中勝米穀燃料店	太白区日本平21-28	022-245-5772	8:30~17:30	日・祝	○	○	○	○	○	○	×	×	×	-	-	-	○	-	-	-
10	わたるてつく (株)ワタルテック	太白区日本平52-14	080-9075-3921	8:30~18:30	日・祝	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
11	さいとうでんかしょうかい (株)齋藤電化商会	太白区三神峯2丁目3-10	022-245-1026	10:00~18:00	水・祝	○	×	○	○	○	○	×	×	×	-	-	-	○	-	-	-

※ その他の休業日に関しては、大型連休やお盆期間中、年末年始などに休業を予定しております。  
また、事業所の都合により休業する場合がありますのでご注意ください。

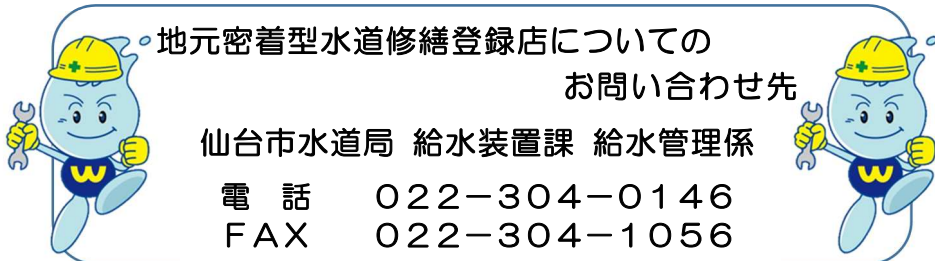
## 「地元密着型水道修繕登録店リスト」のご利用について

仙台市水道局では、お客さまからの修繕依頼に対応できる地元の水道工事業者を仙台市指定給水装置工事業者の中から公募し、一定の要件を満たした者を『地元密着型水道修繕登録店』として登録しております。

この「地元密着型水道修繕登録店リスト」には、水道管の漏水や蛇口・トイレ等が故障したときに、お客さまが修繕を依頼する業者を選定しやすいよう、地元密着型水道修繕登録店の営業日や営業時間、対応できる工事内容について掲載しております。

### 対応できる工事内容について

- 新設、改造・・・・・・・・新たに給水管等を布設する(新設)、既にある給水装置の原形を変える。(改造)
- 修繕、取替・・・・・・・・それぞれの種類の修繕または用具の取替ができる。
- 屋外給水管・・・・・・・・外に埋設している給水管を修繕することができる。(掘削が伴う)
- 受水槽、ポンプ・・・・受水槽及びポンプ系統の修繕ができる。
- φ75以上・・・・・・・・給水管の口径がφ75以上の修繕ができる。
- 凍結管の解水対応・・・・給水管などが凍結した場合、解水できる。



### 水道工業者に漏水修繕等を依頼する際の注意点

(複数者から概算見積を取ってから工事を依頼してください。)

※概算見積もりなので、実際の請求額が異なる場合がありますので以下の点に注意してください。

1. お客さまが希望する工事の内容や現地の状況について、水道工業者に十分説明してください。
2. 事前に、工事の内容や所要時間、概算額等について十分な説明を受けてください。
3. 見積もりが有料となる場合もあります。見積もりをとる前に、水道工業者にご確認ください。
4. 修繕工事金額に納得ができない場合は、請求額の内訳の提示を求め、不明な点を確認してください。
5. 工事の内容に関して不明な点があれば、その場で水道工業者に確認をしてください。

※ 給水装置はお客さまの所有物であり、財産です。水道工事(漏水調査・漏水修理等)の契約は、お客さまご自身と水道工業者との間で、契約を行っていただくものです。

また、給水装置の新設・改造・修繕・撤去(廃止)工事は、仙台市の指定した水道工業者(仙台市指定給水装置工事業者)が工事を行うよう、法律で定められています。それ以外の水道工業者は、工事を行うことができません。